令和５年度築上町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

１　趣旨

　「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」第９条第１項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

２　方針の適用範囲

　この方針は、築上町の全組織を対象とする。

３　調達の対象となる障がい者就労施設等

　調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

　（１）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所等

　　　ア　就労移行支援事業所

イ　就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ　生活介護事業所

エ　障害者支援施設（上記、ア、イ、ウのいずれかを行うものに限る）

オ　地域活動支援センター

カ　小規模作業所

　（２）障がい者を多数雇用している企業

　　　ア　障害者雇用促進法の特例子会社

イ　重度障がい者多数雇用事業所

* + 重度障がい者多数雇用事業所の要件（①～③の全てを満たすもの）
1. 障がい者の雇用者数が５人以上
2. 障がい者の割合が従業員の２０％以上
3. 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が３０％以上

　（３）在宅就業障がい者等

　　　ア　在宅就業障がい者

（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

　　　イ　在宅就業支援団体

（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

４　調達する物品等

　本町が障がい者就労施設等から調達する物品は下記のとおりである。（下記に記載がなくても本町が調達可能な物品、役務であれば対象とする。）

（１）物品

　　　　　事務用消耗品、記念品・贈答品、日用消耗品、茶菓子・食料品、飼料・肥料・園芸用品、家具、その他

（２）役務

　　　　　事務サービス、デザイン・企画、イベント手伝い、印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理サービス、除草、その他

５　調達目標

　令和５年度に本町が達成すべき優先調達の目標を、以下のとおり定める。

　　　　優先調達の目標額　　５０万円

６　調達の推進方法

（１）障がい者就労施設等から提供可能な物品等については、施設からの情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。

（２）障がい者就労施設等からの優先調達にあたっては、受注可能な物品等を本町各部署にて十分検討する。

７　調達方針及び調達実績の公表

1. 本町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。
2. 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、町ホームページ等を通じて公表するものとする。

８　当方針に関する担当窓口

　この方針に関する担当窓口は、保険福祉課障がい者支援係とする。

　附則

　　本方針は、令和５年７月１日から施行する。